

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長
保育第2課長
運営管理課長
子育て推進部保育対策課長
幼児教育担当課長

保育所等における登園自粛要請期間の延長について（第2報）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の推進に際しては、国の緊急事態宣言及び神奈川県からの緊急事態措置を踏まえ、「緊急事態宣言下における本市行政運用方針」を策定し、市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施することとしています。

本市の保育所等については、原則登園を自粛していただき、医療体制や社会機能の維持、経済的な理由など（※）により、保育を必要とされている御家庭に限定し、保育の提供を縮小して実施することとしています。登園自粛の期間については、暫定的に5月10日（日）までとお知らせしていましたが、国の緊急事態宣言の延長を受け、登園自粛要請期間を5月31日（日）まで延長することとします。

なお、登園自粛要請期間の延長を含む今後の対応につきましては、国・県の方針や、本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ変更する場合があります。

※ 緊急事態宣言下において保育を提供する保護者の職業等について

原則、園児の両親がともに次の職業等に該当するなどにより、御家庭での保育が困難な状況にある場合に保育を提供します。

- ① 医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師、その他医療サービスに関わる業種）
- ② 福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）
- ③ インフラ関係従事者（電気、水道、ガス、公共交通機関、通信等）
- ④ 生活必需品物資供給の従事者（家庭用品の輸入・製造・加工・流通等）
- ⑤ その他社会生活を維持する上で必要な施設の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送業等）
- ⑥ ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方

※ ①から⑥の要件に該当されている方についても、自宅で保育が可能な日は登園を自粛するよう、必要最低限の利用に御協力ください。

※ ①から⑥の要件に該当しない場合でも、自宅での保育が困難な場合については、個別に各園に御相談ください。

● 登園自粛要請延長期間

令和2年5月11日（月）～5月31日（日）

● 保育料等の減額

登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、登園しなかった日数に応じて減額します。

【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育園の運営に関すること）

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（保育料の徴収に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179